

第62期 決算公告

[自令和5年4月1日 至令和6年3月31日]

株式会社 DGコミュニケーションズ

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,679,935	流 動 負 債	1,528,732
現 金 及 び 預 金	549,723	支 払 手 形	368,662
受 取 手 形	5,093	電 子 記 録 債 務	405,401
売 掛 金	965,616	買 掛 金	417,075
仕 掛 品	119,483	短 期 借 入 金	100,000
前 払 費 用	29,694	未 払 金	35,941
未 収 入 金	6,380	1 年 以 内 返 済 予 定	112,168
前 渡 金	8,581	未 払 法 人 税 等	1,346
立 替 金	381	未 払 費 用	46,772
そ の 他	1,126	未 払 消 費 税 等	22,953
貸 倒 引 当 金	△6,146	繰 延 税 金 負 債	1,481
		前 受 金	4,423
		預 り 金	12,507
固 定 資 産	208,717		
有 形 固 定 資 産	56,751	固 定 負 債	464,956
建 物	22,121	長 期 借 入 金	135,022
器 具 及 び 備 品	34,529	退 職 給 付 引 当 金	329,934
土 地	100		
無 形 固 定 資 産	8,142	負 債 合 計	1,993,689
ソ フ ト ウ ェ ア	8,142	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	△ 105,659
投 資 其 他 の 資 産	143,823	資 本 金	50,000
投 資 有 価 証 券	33,872	資 本 剰 余 金	21,512
会 員 権	6,050	資 本 準 備 金	21,512
出 資 金	850	利 益 剰 余 金	△ 177,171
破 産 更 生 債 権 等	262	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 177,171
長 期 前 払 費 用	576	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 194,862
敷 金	12,213	当 期 純 利 益	17,691
差 入 保 証 金	90,260	評 価 ・ 換 算 差 額 等	623
貸 倒 引 当 金	△ 262	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	623
		純 資 産 合 計	△ 105,036
資 産 合 計	1,888,653	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,888,653

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
 - (2) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)によっております。
 - ② 時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法によっております。
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
仕掛品
個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)は、定額法によっております。
 - (2) 無形固定資産
定額法によっております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、退職規程に基づく期末要支給額により計上しております。
6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) リース取引の処理方法
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。
 - (2) ヘッジ会計の処理方法
特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。
 - (3) 消費税等の会計処理方法
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。